

【申請書記入例・市民税非課税世帯用】

(市民税非課税世帯 学用品購入等助成金用)

※ 交付印

受給者番号又は整理番号

支給予定額 円

母・父・児
障・長・他

決定通知書などをお送りする際の宛先となりますので、番地や部屋番号まで、確実に記入してください。

対象となる高校生等のお名前を記入してください。

令和8年度 京都市高校進学・修学支援金 支給申請書

令和8年 ○月 ×日

フリガナ キョウト タロウ

氏名(高校生本人) 京都 太郎

住所 (〒 603 - ×× 京都市北区△△町 9-99 創生マンション701号室 (保護者連絡先) 電話 ×××-××××- ×× ※住所コード

日中にお電話の繋がる番号を記入してください。

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学・修学支援金(学用品購入等助成金)申請します。

申請学校入学以前の修学状況

× × 中 学校 令和 4 年 4 月 入学 ~ 令和 7 年

申請学校名 おいけ学園高等学校 科目名 普通科 普通コース 学年 2

学校区分 1 国公立 2 私立 種類 1 全日制 2 定時制 (昼間・夜間) 3 通信制 4 高専 5 専修 (全日制・夜間)

修学期間(予定) 令和7年 4月 ~ 令和10年 3月 (3 年) 留年の有無 有 (一年) 8 その他

世帯区分 2 母子世帯 3 父子世帯 4 児童世帯 5 障害者世帯 7 長期療養者世帯 8 その他

世帯員全員の状況を記入してください。記入しきれない場合は、余白等に記入してください。

京都市府奨学のための給付金を申請した場合は、○印をつけてください。なおその申請が却下された場合、又は未申請の場合は、その旨()内に記入してください。

生活保護の受給状況 有 (停止含む) ・ 無

申請理由 令和 8 年 4 月に購入する (した) 制服、教科書その他学用品等の費用として

同種の奨学金の申請状況 京都市府奨学のための給付金 () ・ その他の同種の奨学金 ⇒ 名称 ()

口座振込先 口座番号 口座名義人

京都みらい 口座番号 0987654 口座名義人 キョウト タロウ

市役所前 支店 支所 姓 京都 名 太郎

京都市府奨学のための給付金以外に、同種の奨学金を申請した場合は名称を記入してください。(例)同種の奨学金

・京都市府の交通通児奨学金

・京都市府の母子家庭奨学金

・京都市府の高校生給付型奨学金など

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査(世帯状況、課税状況、生活保護の有無、京都市府奨学のための給付金受給の有無、その他同種の奨学金受給の有無)について

令和8年 ○月 ×日 (記名) 京都 太郎 京都 一郎 京都 花子 京都 夢子

(記入上の注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 口座振込先については、原則として申請者、世帯主又は世帯員全員(住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む)の記入をお願いします。

3 申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、返還を求める場合があります。

世帯員全員の記名をいただくことで、申請に必要な調査を行います。

※ただし、調査において確認できない場合、別途書類の提出が必要となる場合があります。

※ 赤字部分について、もれなく丁寧に記入してください。

⇒ リーフレットの「提出書類についての注意事項」についても、必ずご確認ください！

表面の学校の種類と世帯区分は以下を参考にして記入してください。

＜該当する学校の種類＞

学校の種類は、以下の基準に従って○印をつけてください。

- 1 全日制 → 全日制
- 2 定時制 → 定時制（昼間定時、夜間定時）
- 3 通信制 → 通信制
- 4 高 専 → 高等専門学校
- 5 専 修 → 専修学校の高等課程（全日制・定時制どちらも含む）

＜該当する世帯区分＞※

世帯の区分は、以下の基準に従って○印をつけてください。

2 母子世帯

〔配偶者のない母と20歳未満のお子さま（「母子」という。）のみの世帯又は母子と65歳以上の方のみで構成している世帯〕

3 父子世帯

〔配偶者のない父と20歳未満のお子さま（「父子」という。）のみの世帯又は父子と65歳以上の方のみで構成している世帯〕

4 児童世帯

〔父母のいない20歳未満のお子さま（「児童」という。）のみの世帯又は児童とその児童を扶養している65歳以上の方のみで構成している世帯〕

5 障害者世帯

〔父や母が身体障害者手帳3級以上等の世帯（父母又はその一方が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の第3級以上又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1・2級に該当する程度の障害者である世帯）〕

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- 身体障害者手帳・・・3級以上
- 精神障害者保健福祉手帳・・・2級以上
- 療育手帳・・・A又は、Bかつ障害年金2級以上を受給されている方

7 長期療養者世帯

〔父や母が6か月以上入院等している世帯〕

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- ・入院又は寝たきり状態のために医師の往診を受けている状態が現に6か月以上継続している場合又は事由発生（初診等）から6か月以上継続すると認められる場合
- ・6か月以上にわたり、傷病のため就労できず通院治療を受けている場合又は傷病のために就労できない状態が事由発生（初診等）から6か月以上継続すると認められる場合

8 その他世帯

〔その他上記以外の世帯〕

※上記世帯区分のうち、京都府制度の対象となる母子世帯、父子世帯、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯の方については、入学支度金の全額、学用品購入等助成金の一部に京都府からの補助金を受けて支給しています。その他世帯の方については、京都市から全額を支給しています。京都府制度の対象となる世帯の把握のために必要となりますので、世帯区分を記入していただくをお願いします。